

公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例）</p> <p>第三条 法第十五条第一項から第四項までの規定により、条例で選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。</p> <p>一 新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</p> <p>五 法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域</p>	<p>（都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例）</p> <p>第三条 法第十五条第二項又は第三項の規定により選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、新たに郡市の区域の設定があつた場合における当該郡市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域及び他の都道府県の区域の全部を編入した場合における当該編入された区域については、この限りでない。</p>

六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域

(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)
第四条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、前条各号に掲げる場合に限り、変更することができる。ただし、同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限る。

2 法第十五条第四項の規定により新たに郡の区域の一部を郡の区域とみなし、若しくは従前郡の区域とみなしていた区域を郡の区域とみなさないこととし、又は従前郡の区域とみなしていた区域と異なる区域を郡の区域とみなすこととすることができるのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、他の都道府県の区域の全部を編入した場合における当該編入された区域については、この限りでない。

(都道府県の議会の議員の選挙における町村の選挙区の所属)

第四条 一の郡の区域が二以上の都道府県の議会の選挙区に分れている場合において、新たに当該郡に属することとなつた町村の選挙区の所属については、条例で定める。

(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)
第五条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合(法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた郡市の区域を郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む)以下この条及び次条第一項において同じ。)及び他の都道府県の区域の全部を編入した場合に限り、変更することができる。ただし、新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合においては、これと関係がある

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第五条 第三条第一号から第五号までに掲げる場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数が変更されることとなった選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数に変更されることとなった選挙区に新たに属することとなつた区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

2
4 略

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六條の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2
略

選挙区に限る。

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第六条 新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数に変更されることとなつた選挙区に新たに属することとなつた区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

2
4 略

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六條の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2
略

3 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区又は各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該都道府県の条例により設けられ、又は定められたものとみなす。

4 略

(指定都市の議会の議員の選挙区の特例)

第六条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。

(指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第七条 第四条及び第五条第一項の規定は、指定都市において、新たに区の設定又は廃止があつた場合（前条の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている区の区域を区の区域とみなした場合又は区の区域とみなされた区域がなくなくなった場合を含む。）における議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配当すべき議員について準用する。

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中にお

3 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの又は各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該都道府県の条例により設けられ、又は定められたものとみなす。

4 略

(指定都市の議会の議員の選挙区の特例)

第六条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。

(指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第七条 第五条及び第六条第一項の規定は、指定都市において、新たに区の設定又は廃止があつた場合（前条の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている区の区域を区の区域とみなした場合又は区の区域とみなされた区域がなくなくなった場合を含む。）における議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配当すべき議員について準用する。

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中にお

いても、指定都市にあつては前条において準用する第四十条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

2
5 略

(特定国外派遣組織)

第五十九条の五の三 法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。

いても、指定都市にあつては前条において準用する第五十条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

2
5 略

(特定国外派遣組織)

第五十九条の五の三 法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。

一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第五十条第二項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）

二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号）第七条第二項又は第八条第二項の規定に基づき国外に派遣される同法第七条第二項に規定するイラク復興支援職員で構成される組織又は自衛隊の部隊等

三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の

一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の

2 略

二 規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊

四 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）

五 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊

2 略

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第十五条 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特

2 略

二 規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊

四 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等

五 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊

2 略

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第十五条 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特

定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一| 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 二| 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 三| 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至った選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数)を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一| テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法
- 二| イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
- 三| 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 四| 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 五| 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至った選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数)を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

都道府県	参議院比 例代表選 出議員の 選挙					衆議院小 選挙区選 出議員又 は参議院 議員の再 選挙の選 挙区選の 合に 限る。					第一欄	第二欄	第三欄	第四欄							
一の指定都市	一の町村の区域又はその一部	一の指定都市以外の市の区域又はその一部	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部	一の指定都市以外の市の区域又はその一部	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部	一の指定都市以外の市の区域又はその一部	一の指定都市の区域(参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。)	四円	千二百五十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円
四円	八十六円	十六円	四円	三円	八十六円	十六円	四円	三円	八十六円	十六円	四円	千二百五十万円	五百四十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	
千二百万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千五百九十万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千五百九十万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	

都道府県	参議院比 例代表選 出議員の 選挙					衆議院小 選挙区選 出議員又 は参議院 議員の再 選挙の選 挙区選の 合に 限る。					第一欄	第二欄	第三欄	第四欄							
一の指定都市	一の町村の区域又はその一部	一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくはその一部の区域	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部	一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくはその一部の区域	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部	一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくはその一部の区域	一の指定都市の区域(参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。)	四円	千二百五十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円
四円	八十六円	十六円	四円	三円	八十六円	十六円	四円	三円	八十六円	十六円	四円	千二百五十万円	五百四十万円	十六円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	五百四十万円	四円	千二百五十万円	
千二百万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千五百九十万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千五百九十万円	二百七十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	五百四十万円	千二百五十万円	千二百五十万円	

以外指定の都市	議員の選	の議会の選	以外指定の都市	指定都市	の長の選	指定都市	議員の選	の議会の選	指定都市	都道府県				知事の選			
										一	部	域	以外		一	部	域
以外指定の都市		部の区域	以外指定の都市	指定都市	の又はその一部	指定都市		の区域	一	部の区域	域又はその一	以外指定の都市	一	部の区域	域又はその一	以外指定の都市	の区域
四十三円		円	百七十七		二十六円		八十一円		百九円		三十九円		八十六円		十六円		
百八十万円			百六十万円		円 四百四十万		円 二百四十万		百九十万円		円 二百九十万		円 二百七十万		円 五百二十万		

以外指定の都市	議員の選	の議会の選	以外指定の都市	指定都市	の長の選	指定都市	議員の選	の議会の選	指定都市	都道府県				知事の選			
										一	部	域	以外		一	部	域
以外指定の都市		部の区域	以外指定の都市	指定都市	の又はその一部	指定都市		の区域	一	部の区域	域又はその一	以外指定の都市	一	部の区域	域又はその一	以外指定の都市	の区域
四十三円		円	百七十七		二十六円		八十一円		百九円		三十九円		八十六円		十六円		
百八十万円			百六十万円		円 四百四十万		円 二百四十万		百九十万円		円 二百九十万		円 二百七十万		円 五百二十万		

(四)	(三)	(二)	(一)	<p>2 選挙の一部無効による再選挙が前項の表の第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の二以上を合わせた区域を区域として行われる場合には、次の表の上欄に掲げる第四欄に掲げる額については、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、同項の規定を適用する。</p>	の長の選挙	部の区域	
					町村の議会の議員の選挙	一の町村の部の区域	七百四十 九円
(-)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該	(-)及び(二)に掲げる場合を除くほか、当該区域の一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域が含まれている場合	(-)に掲げる場合を除くほか、当該区域の一の指定都市の区域が含まれている場合	一の都道府県の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域	百十万円

(四)	(三)	(二)	(一)	<p>2 選挙の一部無効による再選挙が前項の表の第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の二以上を合わせた区域を区域として行われる場合には、次の表の上欄に掲げる第四欄に掲げる額については、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、同項の規定を適用する。</p>	の長の選挙	部の区域	
					町村の議会の議員の選挙	一の町村の部の区域	七百四十 九円
(-)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該	(-)及び(二)に掲げる場合を除くほか、当該区域の一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域が含まれている場合	(-)に掲げる場合を除くほか、当該区域の一の指定都市の区域が含まれている場合	一の都道府県の区域	一の都道府県の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一の郡の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくはその一部の区域	百十万円

事項	再選挙の行われる区域	一の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	法第百三十一条第一項第一号の選挙事務所の数	法第百四十一条第二項の自動車又は船舶及び拡声機の数	法第百四十二条第一項第一号の通常葉書の数	法第百四十二条第二項の数
		一箇所	一箇所				
再選挙の行われる区域	一の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一の市の区域又はその一部の区域	一箇所	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そい	四千五百枚	二千二百枚
	一の町村の区域又はその一部の区域	一の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一箇所	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そい	六百枚	六百枚

3
3
5
略

(衆議院小選挙区選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百三十二条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

区域に一の町村の区域又はその一部の区域が含まれている場合

事項	再選挙の行われる区域	一の郡の区域又は一の市の区域若しくはその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	法第百三十一条第一項第一号の選挙事務所の数	法第百四十一条第二項の自動車又は船舶及び拡声機の数	法第百四十二条第一項第一号の通常葉書の数	法第百四十二条第二項の数
		一箇所	一箇所				
再選挙の行われる区域	一の郡の区域又は一の市の区域若しくはその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一の郡の区域又は一の市の区域若しくはその一部の区域	一箇所	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そい	四千五百枚	二千二百枚
	一の町村の区域又はその一部の区域	一の郡の区域又は一の市の区域若しくはその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域	一箇所	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そい	六百枚	六百枚

3
3
5
略

(衆議院小選挙区選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第三百三十二条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

区域に一の町村の区域又はその一部の区域が含まれている場合

事項	再選挙の行われる区域	<p>(衆議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)</p> <p>第三百三十二条の三 衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。</p>	2 ～ 10 略	項の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第一号又は第二項のビラの数	法第百四十四条第一項第一号のポスターの数	法第百九十七条の第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	
				一の府県	一万三千枚	千八百枚	九人	五人
				一の郡の区域又は市の指定区域	千八百枚	百五十枚	九人	五人
一の町村の区域又は市の指定区域	千八百枚	百五十枚	九人	五人	九人	五人	九人	

事項	再選挙の行われる区域	<p>(衆議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)</p> <p>第三百三十二条の三 衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。</p>	2 ～ 10 略	項の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第一号又は第二項のビラの数	法第百四十四条第一項第一号のポスターの数	法第百九十七条の第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	
				一の府県	一万三千枚	千八百枚	九人	五人
				一の郡の区域又は市の指定区域	千八百枚	百五十枚	九人	五人
一の町村の区域又は市の指定区域	千八百枚	百五十枚	九人	五人	九人	五人	九人	

法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	五百枚
法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	二百枚
法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	四十枚

2
5
6 略

(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)
 第三百三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域
再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域
再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域

法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	五百枚
法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	二百枚
法第百三十一条第一項第二号の選挙事務所の数	一箇所	法第百四十一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	法第百四十四条第一項第二号のポストの数	四十枚

2
5
6 略

(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)
 第三百三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域
再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域
再選挙の行われる区域	一都道府県の区域	一市の指定区域	一市の指定区域以外	一市の指定区域

法第百四十二 条第一項第一 号の二のビラ の数	法第百四十二 条第一項第一 号の二の通常 葉書の数	法第百四十一 条第一項第二 号の自動車又 は船舶及び拡 声機の数	法第百三十一 条第一項第三 号の選挙事務 所の数	
当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	一箇所
三万枚	一万枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
一万三千 枚	四千五百 枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所 域
千八百 枚	六百枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所

法第百四十二 条第一項第一 号の二のビラ の数	法第百四十二 条第一項第一 号の二の通常 葉書の数	法第百四十一 条第一項第二 号の自動車又 は船舶及び拡 声機の数	法第百三十一 条第一項第三 号の選挙事務 所の数	
当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	当該都道府 議院の選挙 区員に おける出 議に	一箇所
三万枚	一万枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
一万三千 枚	四千五百 枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所 区域は若 部のそのく
千八百 枚	六百枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所

2
～
10
略

員数が できる 者の 数	法第百九十七 条の第二項 の報酬の支給 を受けること ができる者の 数	法第百六十四 条の第三項 第三号の標旗 の数	法第百四十四 条の第二項第 二のポス タールの数	おおいに 行当該 都道府 議院選 に出挙 るに選 挙区選 員に 対し おおい の掲 示場 の掲 示	直近に おおい 行当該 都道府 議院選 に出挙 るに選 挙区選 員に 対し おおい の掲 示場 の掲 示	分数 の七 十に 乗じ た 得 た 数
	五十人	一				
	人 三十四	一			三千枚	
	九人	一			八百枚	
	五人	一			枚 百五十	

2
～
10
略

員数が できる 者の 数	法第百九十七 条の第二項 の報酬の支給 を受けること ができる者の 数	法第百六十四 条の第三項 第三号の標旗 の数	法第百四十四 条の第二項第 二のポス タールの数	おおいに 行当該 都道府 議院選 に出挙 るに選 挙区選 員に 対し おおい の掲 示場 の掲 示	直近に おおい 行当該 都道府 議院選 に出挙 るに選 挙区選 員に 対し おおい の掲 示場 の掲 示	分数 の七 十に 乗じ た 得 た 数
	五十人	一				
	人 三十四	一			三千枚	
	九人	一			八百枚	
	五人	一			枚 百五十	

(参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)
 第三百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項 法第百三十一条第一項第四号の選挙事務所の数 法第百四十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数 法第百四十二条第一項第二号又は第三号のビラの数 法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	再選挙の行われる区域	一の指定 都市の区	一箇所	一万枚	三万枚	三十四人
	一の指定 都市以外 の市の区 域又はそ の一部分 の区域	一箇所	四千五百枚	一万三千枚	九人	
	一の町村 の区域又 はその一 部の区域	一箇所	六百枚	千八百枚	五人	

(参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)
 第三百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項 法第百三十一条第一項第四号の選挙事務所の数 法第百四十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数 法第百四十二条第一項第二号又は第三号のビラの数 法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	再選挙の行われる区域	一の指定 都市の区	一箇所	一万枚	三万枚	三十四人
	一の郡の 区域又は 一の指定 都市以外 の市の区 域若しく はその一 部の区域	一箇所	四千五百枚	一万三千枚	九人	
	一の町村 の区域又 はその一 部の区域	一箇所	六百枚	千八百枚	五人	

2
8
略

(都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)
 第三百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の行われる区域	
	一の市の区域 又はその一部の区域	一の町村の区域 又はその一部の区域
法第四百四十二条第一項第四号の通常葉書の数	二千二百枚	六百枚
法第四百四十四条第一項第三号のポスターの数	四百枚	百五十枚
法第九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	四人

2
略

2
8
略

(都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)
 第三百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の行われる区域	
	一の市の一部の区域	一の町村の区域 又はその一部の区域
法第四百四十二条第一項第四号の通常葉書の数	二千二百枚	六百枚
法第四百四十四条第一項第三号のポスターの数	四百枚	百五十枚
法第九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	五人	四人

2
略

3 法第十五条第二項又は第三項の規定により二以上の郡又は市の区域(同条第四項又は第五項の規定により郡又は市の区域とみなされた区域を含む。以下この項において同じ。)を合わせて一の選挙区を設けた場合に

	(二)	(一)
	(一)に掲げる場合を除くほか、当該区域に含まれている都市の区域が含まれている場合	当該区域に一の都道府県の区域（衆議院比例代表選出議員の選挙において、一の府県の区域）が含まれている場合
	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域（衆議院比例代表選出議員の選挙において、一の府県の区域）

（二）以上の区域を区域として行われる再選挙の特例）
 第三百三十二条の九 選挙の一部無効による再選挙が二以上の都道府県、指定都市、指定都市以外の市若しくはその一部又は町村若しくはその一部の区域を区域として行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる当該再選挙が行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、第三百三十二条の二から第三百三十二条の六までの規定を適用する。

	(二)	(一)
	(一)に掲げる場合を除くほか、当該区域に含まれている都市の区域が含まれている場合	当該区域に一の都道府県の区域（衆議院比例代表選出議員の選挙において、一の府県の区域）が含まれている場合
	一の指定都市の区域	一の都道府県の区域（衆議院比例代表選出議員の選挙において、一の府県の区域）

（二）以上の区域を区域として行われる再選挙の特例）
 第三百三十二条の九 選挙の一部無効による再選挙が二以上の都道府県、指定都市、郡、指定都市以外の市若しくはその一部又は町村若しくはその一部の区域を区域として行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる当該再選挙が行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、第三百三十二条の二から第三百三十二条の六までの規定を適用する。

において、第一項の再選挙が当該選挙区内の一の郡又は市の区域を区域として行われるときは、同項の規定の適用については、当該再選挙が行われる区域を市の一部の区域とみなす。

(三)	(四)	(五)	(六)
<p>(一)及び(二)に掲げる場合を除くほか、当該区域一の指定都市以外の市の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の指定都市以外の市の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の町村の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の町村の一部の区域が含まれている場合</p>
<p>一の指定都市以外の市の区域</p>	<p>一の指定都市以外の市の一部の区域</p>	<p>一の町村の区域</p>	<p>一の町村の一部の区域</p>

2・3 略

(指定都市に関する法の規定の特例)
 第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項(住所に関する部分を除く。)、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項(住所移転者に関する部分を除く。)、及び第四項、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條(市の区域に関する部分を除く。)、第二十八

(四)	(五)	(六)	(七)
<p>(一)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の指定都市以外の市の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の指定都市以外の市の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の町村の区域が含まれている場合</p>	<p>(一)から(六)までに掲げる場合を除くほか、当該区域一の町村の一部の区域が含まれている場合</p>
<p>一の指定都市以外の市の区域</p>	<p>一の指定都市以外の市の一部の区域</p>	<p>一の町村の区域</p>	<p>一の町村の一部の区域</p>

2・3 略

(指定都市に関する法の規定の特例)
 第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項(住所に関する部分を除く。)、第十五条の二第四項、第十七條から第十九條まで、第二十條第二項、第二十一條第一項(住所移転者に関する部分を除く。)、及び第二十二條から第二十六條まで、第二十七條(

条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十九条の二第二項（法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条第三項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三十条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十条第一項ただし書並びに第七百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一条の十一第一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十一条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十条第三項（住所に関する部分に限る。）、の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 略

（指定都市に対するこの政令の適用）
第四百四十一条の三、指定都市においては、第二条、第三条、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百

市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七條から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十九条の二第二項（法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条第三項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三百三十四条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十条第一項ただし書並びに第七百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一条の十一第一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十一条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）、の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 略

（指定都市の区に対するこの政令の適用）
第四百四十一条の三、指定都市においては、第二条、第三条、第五条から第六条の二まで、第二十三条の二、第三

一条、第三百三十二条の二、第四百二十二条の二及び第四百二十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで並びに第三百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2
略

3 指定都市に対し第三百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）、並びに第三百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

第四百四十三条 削除

別表第二（第九十条関係）

公正取引委員会委員長及び委員
中央選挙管理会委員

五十条、第五十六条、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第四百二十二条の二及び第四百二十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで及び第三百三十二条の九の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2
略

（郡に関する規定の適用の特例）
第四百四十三条 第三条から第六条まで、第二百二十七条の二、第三百三十二条の二から第三百三十二条の五まで及び第三百三十二条の九に規定する郡は、都においては支庁の所管区域を含み、道においては、支庁の所管区域とする。

別表第二（第九十条関係）

公正取引委員会委員長及び委員
中央選挙管理会委員

国家公安委員会委員
特定個人情報保護委員会委員長及び委員
公害等調整委員会委員長及び委員
公安審査委員会委員長及び委員
中央労働委員会委員
運輸安全委員会委員長及び委員
原子力規制委員会委員長及び委員
衆議院議員選挙区画定審議会委員
教育委員会委員
選挙管理委員会委員
監査委員
人事委員会委員
公平委員会委員
地方公共団体の公安委員会委員
都道府県労働委員会委員
農業委員会委員
収用委員会委員
漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。）
内水面漁場管理委員会委員
固定資産評価審査委員会委員

国家公安委員会委員
特定個人情報保護委員会委員長及び委員
公害等調整委員会委員長及び委員
公安審査委員会委員長及び委員
中央労働委員会委員
運輸安全委員会委員長及び委員
衆議院議員選挙区画定審議会委員
教育委員会委員
選挙管理委員会委員
監査委員
人事委員会委員
公平委員会委員
地方公共団体の公安委員会委員
都道府県労働委員会委員
農業委員会委員
収用委員会委員
漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。）
内水面漁場管理委員会委員
固定資産評価審査委員会委員

改正後	改正前
<p>第六条（公職選挙法施行令の準用） 公職選挙法施行令第八条第一項から第四項まで（任期中における選挙区等の変更）、第十六条（表示の消除）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）、第四章（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第二項及び第三項、第三十七条、第四十四条の二、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条第二項から第四項まで並びに第四十九条の規定を除く。）（投票）、第四章の三（期日前投票）、第五章（第五十条第五項から第七項まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条第五項から第七項まで、第五十六条第二項、第五十九条、第五十九条の四、第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで及び第六十一条第四項の規定を除く。）（不在者投票）、第六章（第六十六条、第六十七条第三項から第六項まで、第七十条、第七十条の二第二項、第七十条の三、第七十七条第二項、第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。）（開票）、第七章（第八十二条第二項、第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）（選挙会）、第八十九条（立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）、第九十一条（候補者の届出書に取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項から第三項まで（公職の候補者等に関する通知）、第十一章（第九十九条から第一百一十一条の六まで、第一百二十四条第二項、第二百二十三条及び第二百二十</p>	<p>第六条（公職選挙法施行令の準用） 公職選挙法施行令第八条第一項から第四項まで（任期中における選挙区等の変更）、第十六条（表示の消除）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）、第四章（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第二項及び第三項、第三十七条、第四十四条の二、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条第二項から第四項まで並びに第四十九条の規定を除く。）（投票）、第四章の三（期日前投票）、第五章（第五十条第五項から第七項まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条第五項から第七項まで、第五十六条第二項、第五十九条、第五十九条の四、第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで及び第六十一条第四項の規定を除く。）（不在者投票）、第六章（第六十六条、第六十七条第三項から第六項まで、第七十条、第七十条の二第二項、第七十条の三、第七十七条第二項、第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。）（開票）、第七章（第八十二条第二項、第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）（選挙会）、第八十九条（立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）、第九十一条（候補者の届出書に取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項から第三項まで（公職の候補者等に関する通知）、第十一章（第九十九条から第一百一十一条の六まで、第一百二十四条第二項、第二百二十三条及び第二百二十</p>

五条の二から第二百二十六条までの規定を除く。)(選挙運動)、第十三章(市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例)、第三百三十二条(再選挙の期日の告示)、第三百三十二条の十(選挙の一部無効に関する通知)、第四百四十二条の二(不在者投票の時間に関する行為)、第四百四十二条の三(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)及び第四百四十五条(選挙人名簿等の様式)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第四条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類(以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。))。次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。)」とあるのは

五条の二から第二百二十六条までの規定を除く。)(選挙運動)、第十三章(市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例)、第三百三十二条(再選挙の期日の告示)、第三百三十二条の十(選挙の一部無効に関する通知)、第四百四十二条の二(不在者投票の時間に関する行為)、第四百四十二条の三(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)及び第四百四十五条(選挙人名簿等の様式)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類(以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。))。次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。)」とあるのは

「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と、同条第二十六条第二項中「告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第二十六条の五中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二十八条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁气的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。）」とあるのは「抄本」と、同条第三十五条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若し

「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と、同条第二十六条第二項中「告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第二十六条の五中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二十八条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁气的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。）」とあるのは「抄本」と、同条第三十五条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若し

くは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三條第一項、第五十九條の四第四項及び第五十九條の五の四第七項において同じ。」とあるのは「抄本」と、同令第五十條第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十六條第三項（同令第五十七條第三項及び第五十八條第三項において準用する場合を含む。）中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九條の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項及び同令第五十九條の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九條第一項中「地方自治法第九十二條の二」とあるのは「地方自治法第八十條の五第六項」と、同令第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号ロ」と、同令第五項中「法第四十六條の二第一項の投票用紙、法第八十六條の四第十一項の告示、法第四百四十九條第四項の新聞広告、法第五百十條第三項の政見放送、法第五百十一條第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六十七條第一項（法第七十二條の二の規定により条例で定める場合を含む。）の選挙公報並びに法第七十五條第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六條の四第十一項の告示」と、同令第九十九條第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならぬ」とあるのは「その使用を許可しなければならぬ」と、同令第三百三十

くは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三條第一項、第五十九條の四第四項及び第五十九條の五の四第七項において同じ。」とあるのは「抄本」と、同令第五十六條第三項（同令第五十七條第三項及び第五十八條第三項において準用する場合を含む。）中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九條の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十九條の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九條第一項中「地方自治法第九十二條の二」とあるのは「地方自治法第八十條の五第六項」と、同令第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号ロ」と、同令第五項中「法第四十六條の二第一項の投票用紙、法第八十六條の四第十一項の告示、法第四百四十九條第四項の新聞広告、法第五百十條第三項の政見放送、法第五百十一條第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六十七條第一項（法第七十二條の二の規定により条例で定める場合を含む。）の選挙公報並びに法第七十五條第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六條の四第十一項の告示」と、同令第九十九條第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならぬ」とあるのは「その使用を許可しなければならぬ」と、同令第三百三十一條第一項中「関係区域

一条第一項中「関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項及び同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

改正後	改正前
<p>第三十九条 略</p> <p>（従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町村の人口の告示）</p> <p>2 法第二十一条第一項の規定により合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合においては、都道府県知事は、当該市町村の区域が従前属していたそれぞれ選挙区の区域ごとの人口を前項の規定に準じて算定し、その区域ごとに告示しなければならない。</p>	<p>第三十九条 略</p> <p>（従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町村の人口の告示）</p> <p>2 法第二十一条第一項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合においては、都道府県知事は、当該市町村の区域が従前属していたそれぞれの郡市の区域ごとの人口を前項の規定に準じて算定し、その区域ごとに告示しなければならない。</p>